

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成27年3月26日(2015.3.26)

【公表番号】特表2015-504879(P2015-504879A)

【公表日】平成27年2月16日(2015.2.16)

【年通号数】公開・登録公報2015-010

【出願番号】特願2014-548758(P2014-548758)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/25 (2006.01)

A 6 1 K 8/81 (2006.01)

A 6 1 Q 11/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/25

A 6 1 K 8/81

A 6 1 Q 11/00

【手続補正書】

【提出日】平成26年12月22日(2014.12.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

歯磨剤ベース中に(i)マグネシウムアルカリ金属シリケート錯体クレーおよび(ii)口腔で許容可能なアニオン性ポリマーを含有し、かつ歯磨剤へ導入後、前記クレーが実質的に非水和のままである歯磨剤組成物。

【請求項2】

前記クレーがヘクトライト・クレーである請求項1記載の組成物。

【請求項3】

前記ヘクトライト・クレーが58～61%の二酸化ケイ素、26～29%の酸化マグネシウム、0.7～0.9%の酸化ジリチウムおよび2.6～3%の酸化ジナトリウムを含有する合成クレーである請求項2記載の組成物。

【請求項4】

前記クレーが組成物の約1～5%である前述の請求項いずれかに記載の組成物。

【請求項5】

前記アニオン性ポリマーが合成アニオン性重合ポリカルボキシレートである前述の請求項いずれかに記載の組成物。

【請求項6】

前記アニオン性ポリマーが約30,000～約1,000,000の平均分子量を有するメチルビニルエーテル/無水マレイン酸である前述の請求項いずれかに記載の組成物。

【請求項7】

前記アニオン性ポリマーが組成物の重量の約1～5重量%である前述の請求項いずれかに記載の組成物。

【請求項8】

フッ化物、遊離若しくは口腔で許容可能な塩の形のアルギニン、ガリウム塩および塩基性アミノ酸ポリマーに加えて抗菌剤、抗炎症薬、ホワイトニング薬剤およびそれらの二つ以上の組合せから選ばれる添加剤の効果的量を更に含んでいる前述の請求項いずれかに記

載の組成物。

【請求項 9】

組成物が水、研磨剤、界面活性剤、起泡剤、ビタミン、ポリマー、酵素、湿潤剤、増粘剤、抗菌剤、防腐剤、香味料、着色料およびそれらの二つ以上の組合せの一以上を含有している練り歯磨きである前述の請求項いずれかに記載の組成物。

【請求項 10】

組成物の効果的量を必要としている被験者の口腔に接触する請求項 1 ~ 9 いずれかに記載の組成物。

【請求項 11】

デンタル知覚過敏を処置または防止に使用するための請求項 1 ~ 9 に記載の組成物。